

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成18年3月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

「下京区統合中学校開設準備室

(1)下京区内の中学校の統合に係る企画及び立案に関すること。

第2条中

(2)下京区内の中学校の統合に係る調査及び研究に関すること。

を

(3)下京区内の中学校の統合に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。」

「下京中学校開設準備室

(1)下京中学校の開設に係る企画及び立案に関すること。

(2)下京中学校の開設に係る調査及び研究に関すること。

に改める。

(3)下京中学校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。」

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)